第２次

佐野市スポーツ立市推進基本計画

平成３０年（2018 年）１０月

栃木県佐野市

目　次

はじめに 1

第１章　計画の策定に当たって 2
　１．計画策定の目的 2
　２．計画の位置づけと計画期間 3
第２章　本市のスポーツを取り巻く現状と課題 5
　１．生活 5
　２．健康 5
　３．教育 6
　４．競技力と指導者 6
　５．地域 7
　６．障がい者、高齢者 7
　７．ボランティア、市民協働 8
　８．誘客 8
　９．施設 9
　１０．課題から施策への展開 11
第３章　スポーツの定義 12
　１．スポーツとは 12
　２．スポーツの社会的意義、役割、効果 12
　３．国・県の動向について 13
　４．本市が考えるスポーツとは 14
第４章　計画の基本方針 16
　１．基本方針 16
　２．基本目標 16
　３．成果指標と数値目標 16
　４．計画の政策体系 18
第５章　計画の基本施策と事業展開 19
　【基本施策１】スポーツツーリズムによる誘客促進 19
　【基本施策２】クリケットタウン佐野の推進 26
　【基本施策３】生涯スポーツの推進 28
　【基本施策４】競技スポーツの推進 31
　【基本施策５】スポーツを支える環境づくり 33
　【基本施策６】スポーツ施設の整備と運営 36
第６章　計画の推進体制 38
　１．計画の進捗管理 38
　２．スポーツ関係団体の組織力強化と連携体制の強化 38
　３．多様な財源の確保 39
第７章　資料編 40
　１．佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会設置要綱 40
　２．佐野市スポーツ推進審議会条例 41
　３．佐野市スポーツ推進審議会委員名簿 42
　４．第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画策定の経過 43
　５．用語解説 44
　６．主なスポーツ施設 45

はじめに

本市の最上位計画であり、「スポーツ立市」をリーディングプロジェクトに掲げる、第２次佐野市総合計画がスタートいたしました。

そのスポーツ立市を推進し、明るく活力に満ちたスポーツの特性を活かし、スポーツを基盤に市民が豊かに暮らし、スポーツツーリズム[*1]との調和によって人が行き交う賑わうまちづくりを行うため、第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画を策定いたしました。

新しい計画の４年間は、スポーツ立市を掲げる本市にとって、大変重要なものとなります。平成 34（2022）年度の国民体育大会の開催に向けた準備がすでに始まっており、また「クリケットタウン佐野」創造プロジェクトについては、スポーツを手段として地域の稼ぐ力を育み、まちづくりにつなげていく先進的な事業として、日本中が注目しています。

本市としても、このような好機を活かし、市民の皆様と一緒に、感動と勇気と希望を与える、スポーツの持つ力で佐野を豊かで元気なまちに変えていきたいと思います。そのためには、市民の皆様一人ひとりの力がなくては成り立ちません。一人ひとりの力を集め大きな力にすることで、誰もがスポーツに関わり、強い力となるよう皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました佐野市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた多くの市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成３０年１０月

佐野市長　岡　部　正　英

第１章　計画の策定に当たって

１．計画策定の目的

本市は、佐野市総合計画後期基本計画のリーディングプロジェクトに位置付けた「スポーツ立市の推進」を具現化するため、「佐野市スポーツ立市推進基本計画」（平成 26 年３月策定、以下「前計画」）を策定しました。

「スポーツ立市推進基本計画」基本方針

明るく活力に満ちたスポーツの特性を活かし、市民がスポーツを暮らしに取り込み豊かに生きることができる施策や、本市の魅力を盛り込んだスポーツツーリズムの施策を組織横断的に推進することによって、地域の一体感や来訪者との交流を育み、また、経済的な活性化も期待できる活気溢れるスポーツ都市の実現を目指します。

将来像

「スポーツで人が集い地域が輝く、活力溢れる交流拠点都市　佐野」

目指すのは、スポーツを基盤に市民が豊かに暮らし、スポーツツーリズムとの調和によって賑やかに人が行き交う活力の溢れるまち

基本目標

１．スポーツにより自己に挑戦し、夢を育み生きる力を伸ばす人づくり

２．スポーツにより人々が地域に愛着と誇りを持てる風土づくり

３．魅力あるスポーツツーリズムで人が集い、交流とおもてなしで地域が潤うまちづくり

前計画では、生涯スポーツだけでなく、競技力の底上げと一流選手の育成を目的とした「するスポーツ[*2]」、トップ選手の競技する姿が見る者に勇気と感動をもたらす「観るスポーツ[*2]」、また、スポーツ大会の運営の一部をボランティアの人たちが担い、大会参加者と共感し感動を分かち合う「支えるスポーツ[*2]」の三つを改めてスポーツの価値・魅力と認識し、市民がそれぞれの活動に参加しやすい環境を提供してきました。

さらには、スポーツに対するこれまでの考えから一歩踏み込み、大規模なスポーツ大会やイベントなどの誘致に努め、スポーツを目的として本市を訪れる人たちが、スポーツを楽しんだ後に本市の名所、名物、自然や歴史などに触れて佐野市の旅を満喫できるスポーツツーリズムの姿を目指し、スポーツをキーワードにした交流人

口の増加や地域コミュニティ、観光産業の活性化を図ってきました。

また、平成 32（2020）年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会や平成 34（2022）年に本県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会は、単なるスポーツの祭典に留まらず、多くの来場者が訪れることによる経済効果を期待するなど、地域の活性化とスポーツは切り離せない重要なものとなっています。

今般、「第２次佐野市総合計画前期基本計画」を策定し、引き続き「スポーツ立市」をリーディングプロジェクトに位置付けましたが、スポーツの施策は本市のまちづくりにおいてますます重要かつ先導的な役割を担うものであり、施策横断的な取組みが必要となっています。

このような背景を踏まえ、前計画の検証と本市の目指す新たなスポーツ立市構想を具体的に表現し、その進展を図るための考え方や戦略、政策を明らかにするため、「第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画」を策定します。

２．計画の位置づけと計画期間

本計画は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）における地方スポーツ推進計画とします。これまで下位計画と位置付けていた「佐野市スポーツ推進計画」については、今回から本計画に統合します。

また、計画期間は、第２次佐野市総合計画前期基本計画との整合性を図るため、平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの４年間とし、国、県の計画や本市に複数ある個別計画の取組みと関連付けや連携をさせながら、スポーツの施策を総合的かつ計画的に推進することとします。

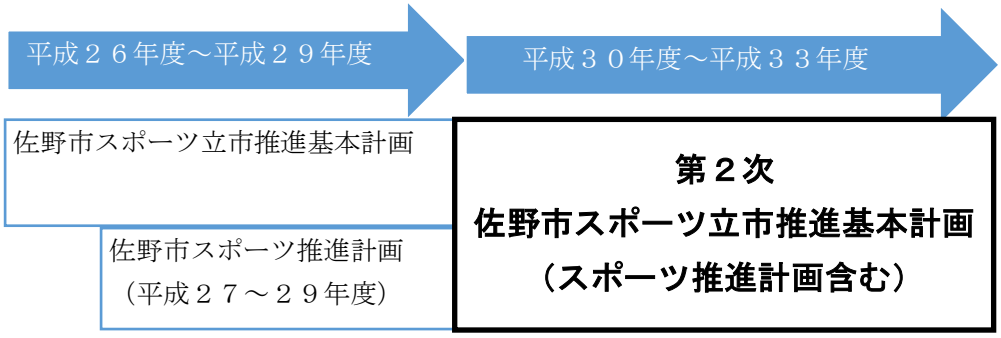

スポーツ関連計画体系図

【国】 スポーツ基本法、スポーツ基本計画

【県】 栃木県スポーツ推進計画 2020

【市】 第２次佐野市総合計画 基本構想・基本計画

第２次スポーツ立市推進基本計画

【庁内関連計画】

- 佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 佐野市市民活動推進計画
- 佐野市地域福祉計画
- さの健康２１プラン
- 佐野市観光立市推進基本計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画

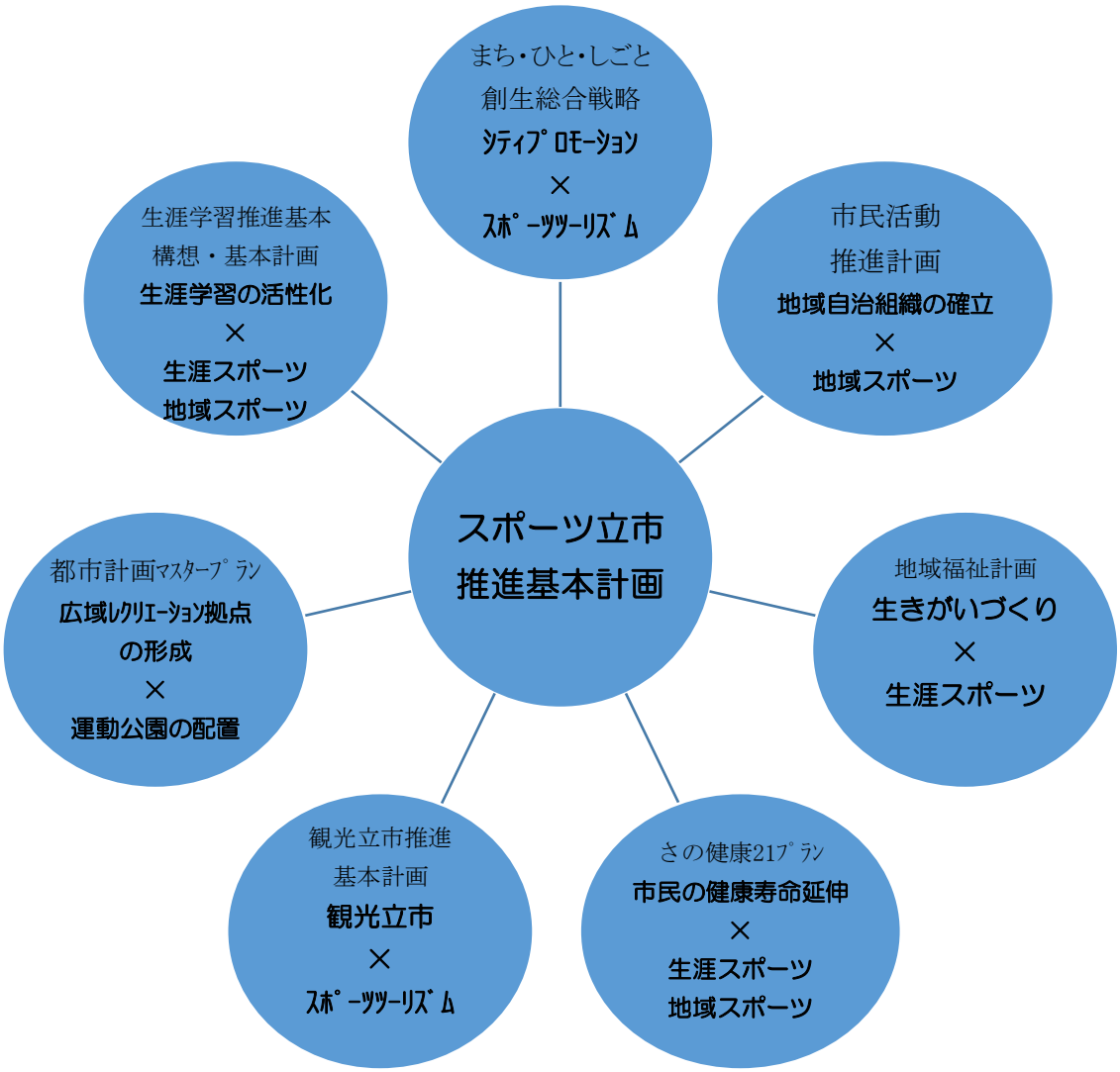

第２章　本市のスポーツを取り巻く現状と課題

１．生活

これまで、「市民一人１スポーツ・レクリエーション」を目標に市民スポーツの普及に取組み、年齢や興味、技術に応じたスポーツ教室の実施や様々なスポーツ大会の開催や協力、地域スポーツの活動拠点となる総合型地域スポーツクラブ[*3]やスポーツ少年団[*4]等の支援を行ってきました。

市政に関するアンケートでは、「スポーツ・レクリエーションを週１回以上行う人の割合」は、平成 24（2012）年度の 34.0%から平成 29（2017）年度では 41.3%に増加しています。

増加した要因としては、これまでのスポーツ人口に加え、健康志向の高まりによりウォーキングやジョギング、体操などの軽めの運動をする人が増えており、無理なく、楽しみながら、スポーツに触れていくスタイルが好まれているためと言われており、本市においても同様の傾向にあるものと捉えています。

今後も、個人や家族、仲間でリラックスしてスポーツに親しむことにより、人生を豊かに彩るライフスタイルが、多くの人に支持されていくものと考えられます。

２．健康

健康体操

情報化社会等の進展により便利な生活が送れるようになった反面、運動不足や様々なストレスなどにより、多くの人々が健康管理に不安を感じていると言われています。仕事と余暇の調和（ワークライフバランス）の見直しにスポーツが期待されています。

また、スポーツを行うことは生活習慣病の予防のために重要であり、長寿社会を迎え健康寿命を延ばすためにも、スポーツにより意識的に体を動かすことが必要と言われています。しかしながら、全国で生活習慣病のり患者に係る医療費は、国民の医療費の約３割、死亡人数の割合では約６割も占めています。

こうした問題の解消に向けて、意識的にスポーツで体を動かし健康寿命を延ばす取組みとして、健康づくりのためのスポーツ教室や出前講座の実施、高齢者ふれあいサロンなど様々な事業が行われていますが、本市における運動習慣のある人の割合は、特に 40 歳代では、男性で２割以下、女性で１割以下という低い結果であり、男女とも壮年期の運動習慣の定着も課題と言えます。

３．教育

佐野市教育委員会では、学校教育の推進に当たり「心豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒」の育成を目指し、その重点目標の一つに「たくましく生きるための体力と実践力を育てる教育」を掲げています。各学校では、運動やスポーツに親しみながら体力の向上を図ったり、心身の健康の保持増進に努めたりする態度の育成を、家庭や地域社会との連携の下、創意工夫を生かし取り組んでいます。

しかしながら、運動をする子どもとそうではない子どもの二極化傾向が見られます。また、子どもの体力について低下傾向に歯止めが掛かっているものの、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると、依然として低い状況が見られます。

また、体力は、子どもたちが豊かな人間性を培い、自ら学び、自ら考えるといった「生きる力」を身に付けるための重要な要素です。運動やスポーツは感情や情緒を豊かにする上でも大きな役割を果たします。

今後も、各学校では生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めていくとともに、体力の向上や健康の保持増進は、社会全体で取り組むことが課題です。

４．競技力と指導者

競技大会などにおける本市のアスリートの活躍は、市民に誇りと喜び、夢と希望をもたらし、市民意識を高揚させるとともに、地域全体に活力を生み出します。

平成 34（2022）年の国民体育大会と全国障害者スポーツ大会を見据え、トップクラスの選手を育成するための環境整備や競技に対する関心を高めて全体の競技力の底上げを行う必要があり、競技団体や選手育成のノウハウを持つ専門家と連携した取組みが急務となっています。

また、これまでジュニア選手の育成を支えてきた中学校の運動部活動では、指導する教員の負担軽減が望まれており、生徒の競技力向上を図るという目標に向かって進むために、外部指導者の活用が求められています。

加えて、少子化による運動部数の減少や指導者の不足により、学校外のクラブチームに加入する生徒が増えており、クラブの育成支援も重要な課題となっています。

高等学校の運動部活動については、学校の規模や伝統、指導力、体育施設等の状況から競技種目や取組内容に大きな違いが見られ、各大会の成績にも各校の特徴が顕著に表れています。

５．地域

これまで小学校や町会単位の運動会、また地区体育祭などの地域スポーツは、地域の絆を強める大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子高齢化に伴う参加者の減少により、スポーツを含めこれまでどおりの地域行事の開催に苦慮する町会が出てきています。

こうした、課題の解決につながる地域活動の場の一つとして「総合型地域スポーツクラブ」の存在があり、現在、市内で６つのクラブが設立され活動しています。

総合型地域スポーツクラブの活動は、様々なスポーツを参加者のレベルや興味に応じて行うことができ、住民が主体となって運営が行われていることから地域住民の交流や青少年の健全育成、さらには地域社会の活性化に大きな期待が寄せられています。

佐野市総合型地域スポーツクラブ一覧

NO	クラブ名
1	ジョータロークラブ
2	犬伏いきいきクラブ
3	佐野中央スポーツクラブ
4	ＪＯＨＯＫＵスポーツクラブ
5	たぬまアスレチッククラブ
6	葛生わいわいクラブ

（平成 30 年 5 月現在）

市民駅伝競走大会

６．障がい者、高齢者

グラウンド･ゴルフ交流大会

一般的にスポーツは、年齢や性別、障がいの有無などを問わず、人々の興味、適性等に応じて、好きなスポーツが行える環境を確保できることが望まれます。

障がいのある人を対象とするスポーツは、参加者の事情を汲んだ対応が求められるので、専門的な知見のある障がい福祉団体等と十分に連携し、事故なく進めければなりませんが、施設や運営体制などの面で課題が多い状況です。

高齢者スポーツは、健康寿命の延伸と余暇時間の増加により、グラウンド・ゴルフやゲートボール、ラージボール卓球などが盛んに行われています。高齢者は、青

少年と並びスポーツ愛好者が多い世代となっています。

そして、障がい者・高齢者スポーツともに地域の医療、介護関係者との連携を引き続き図りながら、誰もが、スポーツを通していきいきと暮らせる取組みを実施していくことが求められます。

７．ボランティア、市民協働

佐野市地域福祉計画の策定に向けた市民アンケート調査（平成 29 年 9 月実施、無作為抽出による 20 歳以上の市民 2,500 人）の結果では、ボランティア活動やＮＰＯ活動に対して「現在活動している」と答えた人の割合は 6.2%（前回 7.4%）で、「現在はしていないが、以前に活動していたことがある」と答えた人の割合は 12.5%（前回 15.0%）となっており、ボランティア活動やＮＰＯ活動を経験している人は平成 24 年度の前回調査と比較し、減少している状況です。

マラソン給水ボランティア

しかし、何かのボランティアをしてみたいと考えている人は 30.5%（前回 39.2%）いることから、こうした人たちをボランティア活動に呼び込むことが重要です。

スポーツ事業では、スポーツ少年団や体育協会支部、ジュニアリーダースなどの地域団体がボランティアとしてマラソンの給水やキロ表示等に協力し、大会を支えていますが、個人の参加は少ない状況です。また、大会運営には市内事業者が協力や協賛、また直接参画するなど、スポーツ振興に大きく貢献しています。

福祉関連の団体でも、障がいのある子どもたちにスポーツの場を提供するスペシャルオリンピックスが活動するなど、活発な活動が展開されており、今後は、スポーツと市民、地域団体がつながる取組みをどのように進展させるかが課題となっています。

８．誘客

本市は東京から 70 ㎞圏内に位置し、東北自動車道と北関東自動車道に３つのインターチェンジを有し、自動車によるアクセスに優れた利点とアウトレットモールや佐野厄除け大師といった入込客数の多い施設や名所があります。

スポーツでは、本市にはハイキングやサイクリング、ゴルフ等を行うのに適した自然環境があり、週末には多くの人が訪れています。さのマラソン大会や大澤駅伝競走大会をはじめとする様々なスポーツ大会にも、県内はもとより関東圏から多く

の人が参加しています。

今後は、スポーツ大会の来訪者を国指定史跡「唐沢山城跡」や日本名水百選「出流原弁天池」などの市内の観光名所といちごや梨、桃などのフルーツ狩り、また農業体験、天明鋳物や飛駒和紙づくりなどの文化体験、佐野らーめんやいもフライ、そば、耳うどんなどの特色ある「食」につなげ、スポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズムをどのように推進するのかが重要となります。

国際クリケット場

特に、佐野市国際クリケット場のグラウンド整備を機に、国内外のクリケット大会の開催や、大学及び社会人チームの合宿の誘致に伴う誘客強化に期待がかかります。

また、県内にサッカー、バスケットボール、サイクルスポーツ、アイスホッケーなどのプロチームがあることから、プロスポーツを「観る」また「支える」といった視点で連携することにより、人々の交流、地域の活性化にも期待が高まります。

また、スポーツツーリズムの推進では、平成 28（2015）年 2 月の「佐野市スポーツツーリズム協会」の設立を機に、スポーツ大会の誘致やスポーツ合宿等の支援を行ってきました。平成 29（2017）年 10 月からは、スポーツビジネスの専門的な知見を有する地域おこし協力隊員を任用し、既存のスポーツ大会の活性化等を進めています。

今後は、積極的にスポーツ関係団体・企業等と連携し、交流人口の増加と地域活性化を図るために、スポーツツーリズム事業の展開が必要です。また、スポーツツーリズム協会が任意団体であることから、社会的な信用を得られる法人組織に切り替え、事業の収益化を図り自立した持続的な活動を目指すことも必要です。

９．施設

本市の主なスポーツ施設として、「佐野市運動公園」、「佐野市田沼グリーンスポーツセンター」や「佐野市中運動公園」があり、指定管理者制度により管理運営を行っています。週末は、各種大会やイベントの開催を含め、ほぼ 100％の利用率となっていますが、平日の利用について、利用率の向上に向け、シニア層にターゲットを向けた大会・イベントの開催、市外からのツーリズム利用など、利用率の向上に向けた取組みを検討する必要があります。

各施設に共通した課題としては、野球場、陸上競技やサッカーが行える多目的球

技場やテニスコートなどの多く施設が、建設後約 30 年を経過し施設の老朽化が進んでおり、これからも大規模改修などの相当な維持管理費が必要となっています。

また、施設の維持管理費用に対して、それを賄える利用料金収入が見込めないため、利用状況に応じた適正な受益者負担を検討する必要もあります。

一方、さのマラソン大会などの大規模イベントやとちぎ国体の開催を見据え、運動公園陸上競技場の第２種公認継続整備や、運動広場の多目的グラウンドへの改修などを進めています。また、平成 29（2017）年度に国の地方創生拠点整備事業を活用してグラウンドを整備した佐野市国際クリケット場は、クリケットタウン佐野創造プロジェクトのもとで、旧学校施設の取扱いも含め施設の具体的な利活用について検討しています。

また、スポーツ施設ではありませんが、サイクリングコースやハイキングコースなども市外からの利用があり、スポーツツーリズムの視点から来訪者も満足するコース整備などに取組む必要があります。

なお、民間のスポーツ施設では、スイミングクラブやテニスクラブ、フットサルクラブ、スポーツジムが市内に数カ所あるとともに、焼却場の余熱を利用した市有施設で市民の健康づくりや体力向上を図るための「みかもクリーンセンター余熱利用施設」なども活用されています。

アリーナたぬま

運動公園陸上競技場

１０．課題から施策への展開

本市を取り巻く現状と課題から、展開する領域は「スポーツツーリズム」「市民スポーツ」「スポーツ施設」の３つに大きく分類されます。

これらの領域は、スポーツ立市推進のため、それぞれが課題解決に向けて積極的に事業展開するとともに、領域の壁を越え相互に連携を図りながら施策を展開する必要があります。

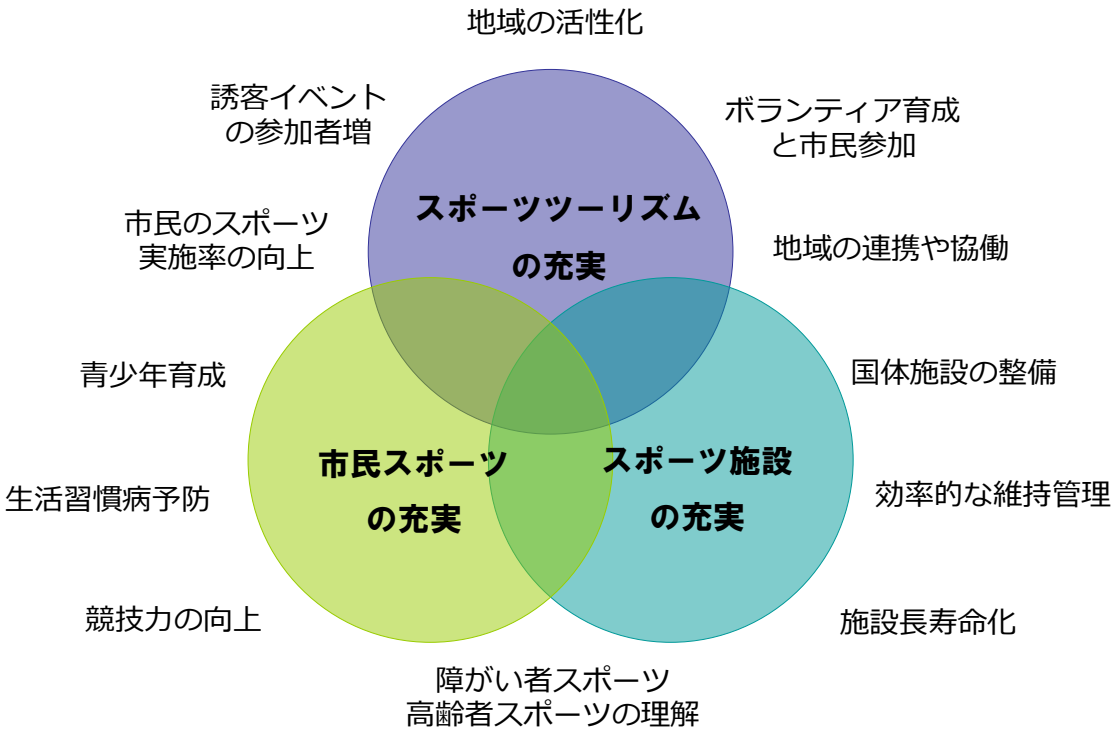

第３章　スポーツの定義

１．スポーツとは

「スポーツ」は、体を動かすという人間の根源的な欲求を充足させるもので、「気晴らしをする」、「楽しむ」、「遊ぶ」などが語源です。１９世紀には「競技」を意味する「sport」として国際的に使用されるようになりました。

一般的にスポーツは、健康や体力の維持増進といったその効用面から捉えられがちですが、その語源にもあるように、気晴らしや気分転換がそもそもの意味であり、ウォーキングやキャンプ、買い物やドライブなども喜びや楽しさをもたらす活動と言うことができます。最近ではコンピュータゲームを複数のプレイヤーで対戦するｅスポーツ(エレクトロニック・スポーツ) [*5] もスポーツ競技として捉えられ始めています。

また、スポーツは国や地域に固有のものが存在する一方で、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、言葉や生活習慣の違いを越えて誰もが共に楽しみ、競うことができる、世界共通の人類の文化となっています。

２．スポーツの社会的意義、役割、効果

スポーツは、青少年の健全育成、地域社会の活性化、健康で活力に満ちた長寿社会の実現、社会経済の活力の創造、国際交流・貢献など、国民生活において多面にわたる意義と役割が期待されています。

また、「健康の維持増進」「体力の維持向上」「ストレス解消」などを目的に、心身ともに健康で、より豊かに幸福な人生を送るため、身体活動だけでなく、精神面も含めた生活の質の向上に効果があります。

さらに、少子高齢化や情報化による人間関係の希薄化などの社会問題に対して、スポーツは、「仲間づくり」「チームワーク精神の涵養」「地域の絆・コミュニティの活性化」など人と人とを結び付け、健康で活力に満ちた社会を育むものとして、その重要性が認められています。

そして、競技スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿やスポーツ選手の活躍は、社会全体に勇気と感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも大きく貢献するものです。

その他、「地域の誇り」「都市の魅力」「地域経済の活性化」など、このようなスポーツの効果だけでなく、スポーツの持つ社会的意義が今まさに見直されています。

３．国・県の動向について

（１）国の動向

国では、第２期スポーツ基本計画（平成 29（2017）年３月策定）において『～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～』を基本方針に掲げ、スポーツの楽しさ、喜びをスポーツの価値の中核にすえ、スポーツ参画人口を拡大し「一億総スポーツ社会」と「スポーツ立国戦略」の実現に向け、４つの基本方針を掲げました。

また、今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として、４つの政策目標を定めました。

スポーツ立国戦略を実現していくための４つの基本方針

１ スポーツで「人生」が変わる！

スポーツで人生を健康で生き生きとしたものにできる。

２ スポーツで「社会」を変える！

スポーツは、共生社会、健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

３ スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

４ スポーツで「未来」を創る！

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、「一億総スポーツ社会」を実現する。

（２）栃木県の動向

栃木県では、「栃木県スポーツ推進計画 2020」を平成 28（2016）年 3 月に策定し、「みんなでつなげよう　スポーツとちぎ」を基本理念に掲げ、その実現に向け、４つの施策の領域を設定し、それぞれの目指す姿を示しています。

特に、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、平成 34（2022）年の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向け、県民のスポーツに対する関心の高まりを絶好の機会と捉え、年齢や障がいの有無にかかわらず全ての県民がスポーツ活動をとおして、世代や競技レベル、志向などを越えて交流することや関係機関・団体などが協力体制を築いていくことで、県民一人ひとりのスポーツとの関わりや生活がより豊かになるとしています。

栃木県スポーツ推進計画 2020「4 つの施策の領域と目指す姿」

１生涯スポーツの推進

年齢や障がいの有無にかかわらずすべての県民がそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現

地域におけるスポーツ機会の充実、高齢者や障がい者のスポーツ参加の促進、多様なスポーツとの関わりの促進

２子どもの運動・スポーツ活動の充実

幼少期からの運動機会の充実と運動習慣の形成を目指すため、教科指導体育的行事の充実、運動部活動の充実を図る。

３競技力の向上

国民体育大会等の開催を控え、トップアスリートの育成、組織体制・指導体制の充実と強化、競技力向上のための環境を整備する。

４県民総スポーツを実現する環境の整備

公共スポーツ施設の整備を促進し、有効活用を図る。スポーツ関係団体とのつながりを創出し、県民総スポーツの実現に向けた連携・協働の推進を図る。

（３）スポーツを取り巻く環境

このようにスポーツを推進する国・県の計画には、「スポーツと共生社会」が新たな考え方として盛り込まれ、自立した個人が多様な他者の存在を認め、互いに支え合う全員参加型社会が目指すべき社会としています。また、オリンピックやサッカーワールドカップなどが契機となって経済の活性化や国際化、観光振興などに好影響があるとし、スポーツが動くことにより、これまでスポーツに関わってこなかった様々な立場の人々がスポーツを活用して発展できる可能性があることを示しています。

４．本市が考えるスポーツとは

（１）スポーツの意義

スポーツを行うことは、体力の向上や生活習慣病の予防などの心身の健康の保持増進に効果があり、爽快感や達成感などの精神的な充足感や、楽しさ、喜び、夢や感動を与えてくれるばかりでなく、スポーツを通じた交流・ふれあいによるコミュニケーション能力の育成や青少年健全育成、家族や仲間、地域社会における絆を強めるなどの多様な意義があります。

また、スポーツツーリズムに関連する事業やクリケットを活用した地方創生事業の取組みでは、スポーツの効用をまちの活性化に取り入れることにより、本市の新たな魅力、価値の向上、交流人口の拡大と産業振興につながる可能性があります。

（２）本計画における「スポーツの定義」

「スポーツの定義」

「健康の維持増進」「体力の維持向上」「ストレス解消」などにつながる、目的を持って行う身体活動のすべてをスポーツと捉えます。

～スポーツの例～

一般的な競技スポーツ、レクリエーション競技、ダンス、ウォーキング、
サイクリング、散歩、ラジオ体操、登山、サバイバルゲーム、ドライブ、
スカイダイビング、バンジージャンプ、フリーダイビング、雪合戦、
フライングディスク、縄跳び、綱引き、一輪車、ローラースケート、
ｅスポーツ（エレクトロニック・スポーツ）、
アニマルスポーツ（乗馬、馬術等）等

＊日常生活で「スポーツを意識した身体行動」も広くスポーツと捉えます。
（エレベーターを使わずに階段利用、農作業、掃除、電車の座席に座らない等）

スポーツ基本法の前文において、スポーツは、運動競技だけでなく、広く身体活動を対象とし、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進などを図るために行うものとしています。

現代社会は、様々な点で便利になった反面、普段の生活で体を動かす機会が減っており、子どもたちも習い事や塾通いなどで、スポーツに取り組む時間が少ないのが現状です。

スポーツを幅広く解釈するようになった今、生活習慣病の予防や体力づくり、ストレス発散などのために、意識的に体を動かすことを心掛け、軽運動をライフスタイルに取り込む人も増えてきました。

こうした市民の意識の変化に伴い、勝敗を競う従来のスポーツはもちろんのこと、日常生活で意図的に体を動かす身体活動であれば、これをスポーツに含めることとします。

第４章　計画の基本方針

１．基本方針

明るく活力に満ちたスポーツの力を手段として、本市の魅力を盛り込んだスポーツツーリズムの施策や市民がスポーツを様々な形でライフスタイルに取り込み豊かに生きることができる施策を推進することによって、地域の一体感や来訪者との交流を育み、経済の活性化を図るスポーツ立市の実現を目指します。

将来像

スポーツで活力と健康あふれる佐野市の創造　～始まる。新しいワタシ～

目指すのは、市民がスポーツに親しみ健康に暮らせるまち。また、スポーツを通じて新しい自分に出会うことができるまち。

市民一人ひとりの意識や行動が、大きな流れとなり、交流人口の増加と地域の活性化が図られる。

２．基本目標

将来像の実現に向けて２つの基本目標を定め、今後４年間に総合的かつ計画的に取り組みます

１．スポーツで人が集い、地域が潤うまちづくり

２．スポーツで人が活き、心と体がよろこぶまちづくり

３．成果指標と数値目標

将来像の達成度を示す成果指標は、毎年実施する「市政に関するアンケート」において、市民に評価される総合計画の 38 施策のうち、本計画に直結する２つの施策とします。

数値目標は、他の施策との相対評価となりますが、「今後のまちづくりに特に重要と思われる施策」としての評価を受け、その数値がより良くなることを目標とします。

平成 29（2017）年度「市政に関するアンケート」

問６（１）

「本市が進めている各施策の取り組みについて、今後のまちづくりに特に重要と思われる施策を２つ選んでください。」

成果指標 （施策名）	平成 29（2017）年度 実績値	平成 33（2021）年度 目標値
８．スポーツ大会の誘致、スポーツ観光の推進、スポーツボランティアの育成	１．６％	５．０％
９．生涯スポーツ・競技スポーツの推進、スポーツ施設の整備	２．７％	５．０％

４．計画の政策体系

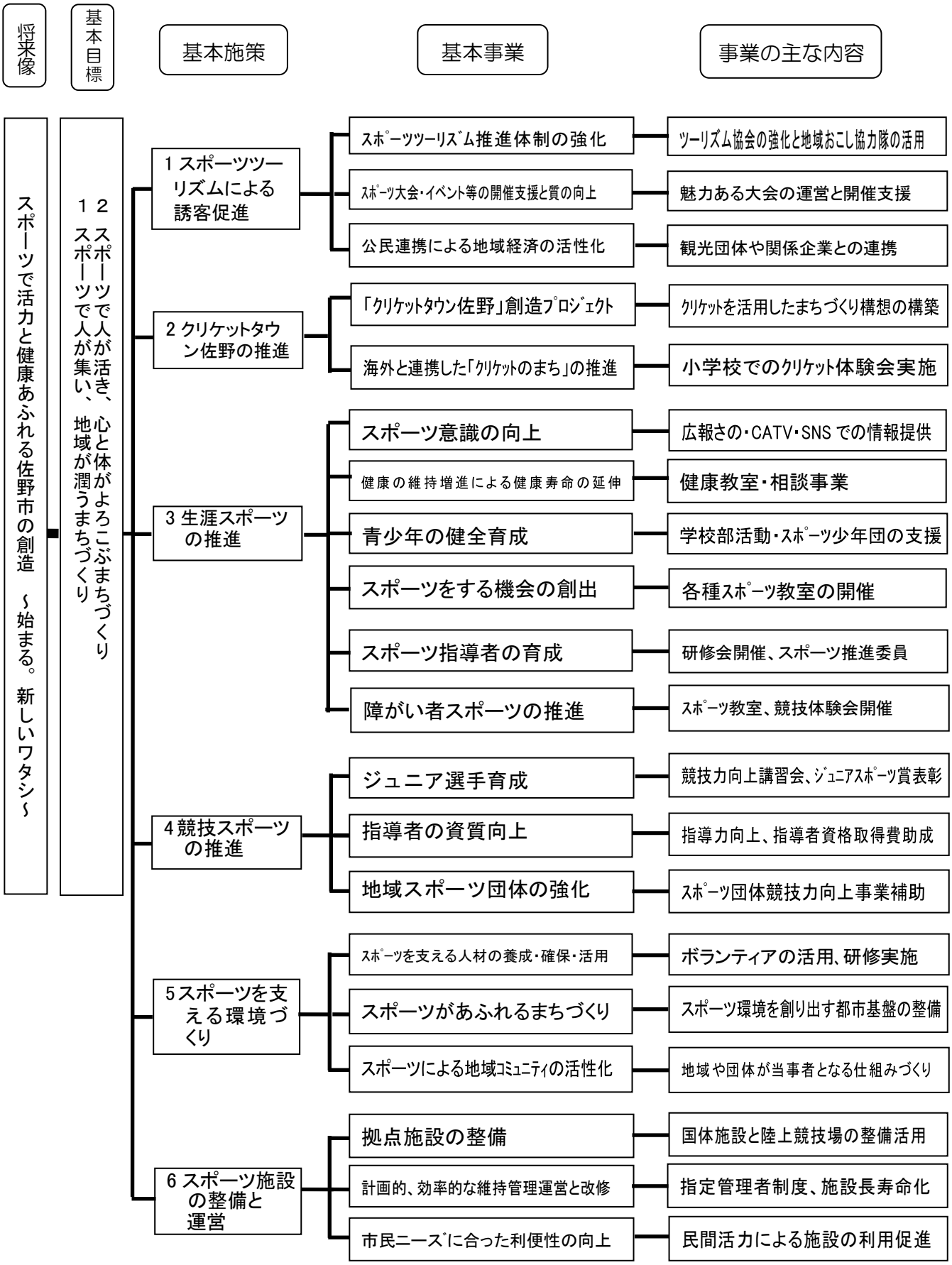
将来像
基本目標
基本施策
基本事業
事業の主な内容
スポーツで活力と健康あふれる佐野市の創造　～始まる。新しいワタシ～
１２　スポーツで人が活き、心と体がよろこぶまちづくり
スポーツで人が集い、地域が潤うまちづくり
１スポーツツーリズムによる誘客促進
ｽﾎﾟｰﾂツーﾘｽﾞﾑ推進体制の強化
ﾂｰﾘｽﾞﾑ協会の強化と地域おこし協力隊の活用
ｽﾎﾟｰﾂ大会･ｲﾍﾞﾝﾄ等の開催支援と質の向上
魅力ある大会の運営と開催支援
公民連携による地域経済の活性化
観光団体や関係企業との連携
２クリケットタウン佐野の推進
「ｸﾘｹｯﾄﾀｳﾝ佐野」創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
ｸﾘｹｯﾄを活用したまちづくり構想の構築
海外と連携した「ｸﾘｹｯﾄのまち」の推進
小学校でのｸﾘｹｯﾄ体験会実施
３生涯スポーツの推進
スポーツ意識の向上
広報さの･CATV･SNS での情報提供
健康の維持増進による健康寿命の延伸
健康教室･相談事業
青少年の健全育成
学校部活動･ｽﾎﾟｰﾂ少年団の支援
スポーツをする機会の創出
各種ｽﾎﾟｰﾂ教室の開催
スポーツ指導者の育成
研修会開催、スポーツ推進委員
障がい者スポーツの推進
ｽﾎﾟｰﾂ教室、競技体験会開催
４競技スポーツの推進
ジュニア選手育成
競技力向上講習会、ｼﾞｭﾆｱｽﾎﾟｰﾂ賞表彰
指導者の資質向上
指導力向上、指導者資格取得費助成
地域スポーツ団体の強化
ｽﾎﾟｰﾂ団体競技力向上事業補助
５スポーツを支える環境づくり
ｽﾎﾟｰﾂを支える人材の養成･確保･活用
ボランティアの活用、研修実施
スポーツがあふれるまちづくり
スポーツ環境を創り出す都市基盤の整備
スポーツによる地域ｺﾐｭﾆﾃｨの活性化
地域や団体が当事者となる仕組みづくり
６スポーツ施設の整備と運営
拠点施設の整備
国体施設と陸上競技場の整備活用
計画的、効率的な維持管理運営と改修
指定管理者制度、施設長寿命化
市民ﾆｰｽﾞに合った利便性の向上
民間活力による施設の利用促進

第５章　計画の基本施策と事業展開

将来像と基本目標を実現するため、各基本施策の考え方や具体的な取組内容等について示します。

なお、市民、行政、関係団体等の役割や成果指標を記載し、今後の進め方を明確にします。

【基本施策１】スポーツツーリズムによる誘客促進

（１）基本的な考え方

スポーツツーリズムの推進には、市と市民、スポーツ関係団体、観光関係企業が広く連携して「スポーツ」と「観光」を戦略的に組合せた誘客事業を展開し、本市のスポーツの活力を生み、交流人口の拡大と地域経済の好循環を図ることが必要です。

そこで、スポーツツーリズム事業を持続可能で自立した事業とするため、これまでスポーツツーリズムを担ってきた「スポーツツーリズム協会」の組織と機能を強化します。

今後は、スポーツ大会やイベントを誘致・開催するだけでなく、地域スポーツの振興を目的に既存のスポーツ大会の集客力と収益性の向上やスポーツ団体に対する運営アドバイスを行うなど、民間のビジネスノウハウの活用等も検討します。

また、スポーツツーリズム事業の実施には、地域おこし協力隊員[*6]と連携した取組みにより事業を推進します。

（2）基本事業の設定

基本事業	意　図	手　段
スポーツツーリズム推進体制の強化	■ スポーツで収益を上げ、持続可能なスポーツの取組みを展開し、スポーツツーリズムにつなげます。	● スポーツツーリズム協会の組織と機能の強化 ● 民間のビジネスノウハウの活用 ● 地域おこし協力隊員との連携

スポーツ大会・イベント等の開催支援と質の向上	■ スポーツ大会、イベント等を担う団体の活動を支援します。 ■ さのマラソン等のツーリズム型イベントを開催し、参加者の誘引と本市の魅力を発信します。	● スポーツを盛上げ、スポーツ関係団体の活性化と自立に向けての支援 ● さのマラソン大会の新コース設定、日本陸連の公認大会化 ● 国民体育大会等の大規模なスポーツ大会に参画
公民連携による地域経済の活性化	■ スポーツ大会・イベント・合宿等で本市を訪れる人に対し、おもてなしの心をもった受け入れを行い、リピーターになってもらうため、民間との連携の強化を図ります。	● 佐野らーめんやいもフライ等の本市の食資源との連携 ● スポーツ観戦や合宿等をセットにして市内回遊につなげ、地域消費の拡大 ● 大会、イベントでの特産品販売、参加者への商品割引等の実施 ● 旅館、観光業者を対象とした研修会等を開催、大会や合宿等の誘致に向けた受入れ方策の検討

（3）スポーツツーリズムにつながる本市の「スポーツ資源」

次に挙げる特徴的なスポーツを活用し、スポーツツーリズムを進めます。

① クリケット

クリケットは、国内ではマイナースポーツですが、イギリスを始めオーストラリア、インドなど 100 か国以上で親しまれており、世界的には競技人口がサッカーに次ぐ第２位の国際的スポーツです。

ローズ・クリケット場（イギリス）

平成 22（2010）年の日本クリケット協会佐野支部の設立を契機に、市内の有志、企業、商工業団体などにより設立された「クリケットのまち佐野」サポータークラブの支援の輪もあり、市内小学校で体育の授業や部活動に導入され、毎年延べ 5,000 人以上の子どもたちがクリケットを体験しています。

小学校でクリケットの練習

また、子どもから大人まで参加できるクリケットイベントや、市内の小学生、社会人大会から国際クリケット評議会主催の国際大会まで開催するなど、「クリケットのまち」として広く認知されるようになってきました。

さらには、平成 30（2018）年３月には、国の地方創生推進交付金を受け、国際規格を有する佐野市国際クリケット場を整備するとともに、インバウンド誘客等の国外に向けての事業展開も視野に入れた『クリケットタウン「佐野」創造プロジェクト』による取組みを進めています。

② さのマラソン、駅伝大会

本市最大のスポーツイベントである「さのマラソン大会」には、市民の参加はもちろん、北は東北、南は九州まで市外から多くの参加があり、本市最大のツーリズムイベントにもなっています。

また、昭和 26 年より開催している「大澤駅伝競走大会」は、200 チームに迫る参加エントリーがあり、全国で活躍する長距離選手の登竜門となっています。

今後は、観光名所を回遊する走行コースの見直しや沿道でのアトラクション、スポーツボランティアによる盛り上げなど、大会そのものの魅力を向上させることで参加者の増加を図り、地域の活性化につなげます。

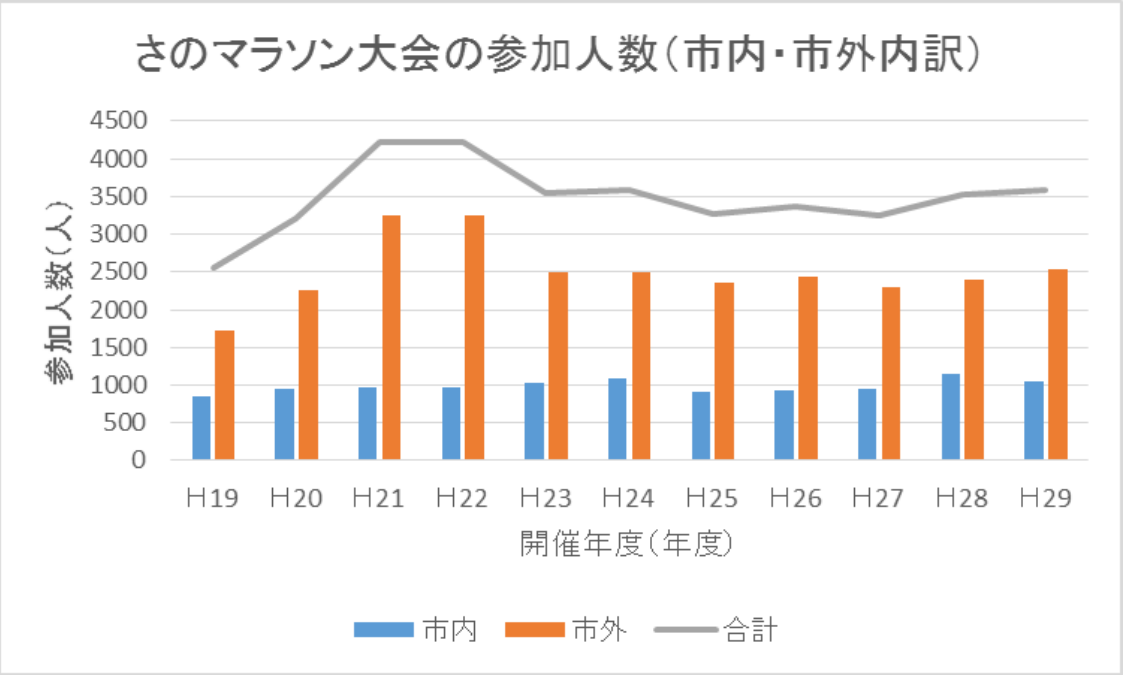

※応援・観戦者等は含みません。

③ メジャースポーツ

首都圏のメジャースポーツ（サッカー、野球、バスケットボール、テニス等）のチームは、競技施設の不足により満足した練習ができない状況となっています。

そのようなチームを対象に、既存の本市のスポーツ施設のみならず廃校等も活用した施設の提供を行い、本市の観光資源等を組合せたツーリズムを進めます。

④ シニアスポーツ

ラージボール卓球大会

本市では、野球、ラージボール卓球、ゲートボール、卓球バレー、グラウンド・ゴルフ、ターゲット・バードゴルフなどの競技で、市民のみならず市外から多くのシニア世代が参加する大会が積極的に開催されています。

シニア世代は比較的時間に余裕があり、消費意欲もあるので、佐野厄除け大師や唐沢山城跡などの歴史・文化施設への回遊や、佐野らーめん、そば、いもフライ等の本市特産物の消費の拡大、日本酒やおみやげらーめん等の土産品の購入に大きく貢献しています。

また、競技系のスポーツだけでなく、ハイキングやウォーキングなども、本市観光資源と組み合わせて開催し、誘客につなげます。

⑤ 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会

本市では、平成 34（2022）年に本県で開催される国民体育大会、全国障害者スポーツ大会において、下表のとおり各競技会を開催します。

今後、関係機関、企業及び市民団体と実行委員会を組織し、競技会の開催はもちろん、選手・関係者が気持ちよく参加できるよう宿泊所の手配、会場輸送を行うなど、心のこもったおもてなしを実施します。

運動公園多目的球技場

第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」

本市開催種目・開催予定施設

競技名等	種　別	開催予定施設
ラグビーフットボール	少年男子（１５人制） 成年、女子（７人制）	運動公園陸上競技場 運動公園多目的球技場 運動公園運動広場
バレーボール	成年男子	アリーナたぬま

第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」

本市開催種目・開催予定施設

競技名等	障がい区分	開催予定施設
バレーボール	精神障がい者	アリーナたぬま

⑥ プロスポーツ

プロスポーツは、「観るスポーツ」として幅広い年齢層に親しまれ、スポーツ全体の振興に寄与しています。

現在、市内にプロチームはありませんが、県内の６競技・７チームが、それぞれ地域に根差した活動を行っており、地域の活性化やスポーツツーリズムの推進に大きく貢献しています。

本市でもプロチームの試合や選手が直接教えるスポーツ教室等が開催されていますが、今後も誘致に努め、スポーツツーリズムにつなげていきます。

栃木ＳＣの地域サッカー教室

【県内のプロスポーツ（平成 30（2018）年３月現在）】

- 栃木サッカークラブ（サッカー）
- リンク栃木ブレックス（バスケットボール）
- 宇都宮ブリッツェン（自転車ロードレース）
- 那須ブラーゼン（自転車ロードレース）
- 栃木ゴールデンブレーブス（野球）
- H.C.栃木日光アイスバックス（アイスホッケー）
- ル・ボーセ モータースポーツ（自動車レース）

⑦ エコロジカルスポーツ

本市の約６割は日光足尾方面から続く山林のため、豊かな清流と澄んだ空気の中での渓流釣り、山間部でのキャンプ、サイクリング、ハイキングなどを楽しむ人が訪れています。

本市の恵まれた自然環境を活かし、そば等が名物の農村レストランや野外活動施設といった観光資源とも連携し、豊かな自然環境を活かしたエコロジカルスポーツ*7によるツーリズムを推進します。

【エコロジカルスポーツの例】

渓流釣り、キャンプ、ハイキング、登山、トレッキング、サイクリング、ドライブ、ツーリング等

山林を抜けるサイクリング

秋山川の源流付近

⑧ 新しい視点のスポーツ

オリンピック正式種目への採用を目指す動きも始まった対戦型コンピュータゲーム「ｅスポーツ」や、世界最高峰の障害物レースである「スパルタンレース」、また「サバイバルゲーム」や「ナイトサイクリング」など、これまでスポーツとして捉えられていなかったジャンルのスポーツが盛んに行われています。

これらの新しいスポーツと本市の地域資源を積極的に組み合わせるユニークなスポーツイベントを企画検討します。

（４）役割

市民	➢ スポーツイベントに積極的に参加・観戦・応援します。 ➢ 本市を訪れる人たちを歓迎する気持ちを持ちます。 ➢ スポーツ活動を継続し、地域活性化に繋げます。
スポーツ関係団体（市体育協会、レクリエーション協会、地域総合型スポーツクラブ等）	➢ スポーツイベントの担い手を育成し、より良質なコンテンツ（大会やイベント又はその要素となるもの）を創出・提供し自立した運営を図ります。
民間企業等	➢ スポーツイベントにボランティアや協賛等により主体的に参画し、ビジネスチャンスを創出・拡大させ、地域活性化に貢献します。
スポーツツーリズム協会	➢ 市をはじめスポーツ関係団体・スポーツを利用する民間企業等とスポーツを手段とした様々な連携を図ります。 ➢ 市やスポーツ関係団体が行うスポーツ大会、イベント等を収益化し持続可能なものとすることで、スポーツで市全体を盛り上げます。
佐野市	➢ クリケットを始め、マラソン、駅伝などのスポーツツーリズムイベントとしての魅力向上を図り、交流人口を増やします。 ➢ スポーツツーリズム事業の持続可能な展開を支えます。

（５）成果指標

成果指標	平成 28（2016）年度 実績値	平成 33（2021）年度 目標値
選手、大会関係者の宿泊を伴うスポーツ大会又はスポーツ合宿の数	９件	１５件
佐野市のスポーツ事業に満足すると答えた市外からの参加者の割合	７７％	９０％

この基本施策では、スポーツツーリズムの取組みが行われているかを把握するため、大会・合宿の数と来訪者の満足度を成果指標に設定します。

【基本施策２】クリケットタウン佐野の推進

（１）基本的な考え方

「クリケットタウン佐野」創造プロジェクトは、単にスポーツ振興を目的とするのではなく、スポーツをまちづくりの原動力として『地方創生』と『エリアマネジメント[*8]』の実現を目的とするものです。

クリケットは、日本国内ではまだまだ認知度が低く、競技人口も多くはありませんが、世界に目を向けると、発祥の地と言われるイギリスやインドを含む南アジア諸国、英連邦諸国等の多くの国々で愛好され、世界でサッカーに次ぐ競技人口を誇るスポーツです。

本プロジェクトにおいて、本市が国内のクリケットの拠点として存在を確立し、直接世界と繋がることで、本市の『地方創生』を見出していくことが期待されています。

また、本プロジェクトを進めるに当たっては、プロジェクトの推進を担うプロジェクトマネージャーのもと、市民の力を集結し、新しい佐野市を創造していくこと、そして一過性の自治体ビジネスではなく、市民一人ひとりが生きがいや安心感、住みやすさを感じるまちの在り方を探り実現していく本質的なまちづくりが本プロジェクトの目指すところです。

（２）基本事業の設定

基本事業	意　図	手　段
「クリケットタウン佐野」創造プロジェクト	■ クリケットを活用して市のさまざまな資源を最大化し、まち全体で取り組む新しいビジネスモデルを創造します。 ■ 国際規格の広さを有する全面天然芝のクリケット場を拠点とし、クリケットによる利用はもとより、各種の取組みの実施により多くの誘客を図ります。	● プロジェクトを牽引するマネージャーを中心に産官学民連携のチームを組成 ● クリケットを活用したまちづくりの全体ビジョン、ビジネスモデルの構築 ● 旧田沼高校跡地の土地利用、廃校舎の取扱い、グラウンドの継続的な整備について検討 ● 国内外の利害関係者との関係構築や、消費者との双方向の情報伝達を図る諸事業を実施

海外と連携した「クリケットのまち」の推進	■ クリケットを活用したまちづくりについて、広く市民の理解を得るとともに、クリケットで訪れる諸外国の人々を受け入れる意識を醸成します。 ■ 国際クリケット評議会（ＩＣＣ）や英国マリルボーンクリケットクラブ（ＭＣＣ）との親交関係を活用します。	● 海外クラブのクリケットプレーヤーを招致 ● 市内小学校等でクリケット体験会を実施 ● 小中学校教員、スポーツ推進委員[*9] 等への技術指導と交流 ● 多くの市民がクリケットに触れる機会を提供 ● 市内社会人チームへの技術指導と交流

（３）役割

市民	➢ プロジェクトの趣旨、目指すところについて理解を深めます。 ➢ 自らプロジェクトに参画し、クリケットを活用したまちづくりに取組みます。
プロジェクトマネージャー	➢ プロジェクトに関わる市民と良好な関係を築き、市民参画型プロジェクトの牽引役を担います。 ➢ エリアマネジメントの実現を目指します。
佐野市	➢ 地方創生事業としてプロジェクトマネージャーと連携しプロジェクトを推進します。 ➢ プロジェクトの趣旨、目指すところを市民に説明し、プロジェクトに協力する体制づくりを担います。 ➢ プロジェクト推進に必要となる法的整備、規制緩和等について、関係機関との調整を行います。

（４）成果指標

このプロジェクトは、平成 30（2018）年度からプロジェクトチームの組成から本格始動し、クリケットを活用した新しいビジネスモデル、エリアマネジメントへ向けた取組み等を具体的に検討しながら進めます。

そのため、主体となるプロジェクトチームが始動していない現時点において、成果指標を設定することはできないことから、プロジェクト開始後改めて設定します。

【基本施策３】生涯スポーツの推進

（１）基本的な考え方

体を動かす喜びや、プレーする楽しさ、仲間と気持ちを共有できるスポーツの意義を知らせるとともに、健康の維持・増進や青少年の健全育成面での効果、豊かな人生を送る生涯学習の普及から、市民がスポーツを身近に感じ主体的に行う姿勢を後押しします。

まず、各種スポーツ教室の提供や研修会の開催などの事業を佐野市体育協会や市内スポーツ団体と連携・協働しながらスポーツに親しむ環境づくりを行います。

また、既にスポーツを実践している市民や団体に対しては、その活動が継続し、充実が図られるよう支援します。

そして、だれもが、いつでも、いつまでも、スポーツを楽しむ「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。

（２）基本事業の設定

基本事業	意　図	手　段
スポーツ意識の向上	■ スポーツへの関心を高め、スポーツを行う動機付けとなる情報を提供します。	● 関係機関や団体と連携したスポーツ情報の提供 ● 広報さの、ケーブルテレビ、SNS*10 等を活用した情報提供
健康の維持増進による健康寿命の延伸	■ スポーツによる健康づくりを奨励し、健康寿命の延伸につなげます。	● 健康づくりのためのスポーツ教室の開催 ● 健康体操等地域活動の奨励 ● 健康教室での相談事業 ● 生涯楽習出前講座の提供
青少年の健全育成	■ 青少年の健全な心身の成長を育むスポーツ活動を支援します。	● 学校部活動の支援（指導者の紹介、支援体制づくり） ● スポーツ少年団等の育成と支援
スポーツをする機会の創出	■ 好きなスポーツを行うことにより心身を健康に保ち、人生を豊かに生きることを奨励します。	● 市民ニーズに合った各種スポーツ教室の開催 ● 生涯スポーツ、レクリエーションイベント等の情報提供

スポーツ指導者の育成	■ 生涯スポーツを推進・指導する人材（スポーツ推進委員等）の育成・確保のため、研修会の開催や情報を提供します。	● スポーツ指導者の育成を目的とした研修会の開催 ● 県や市内スポーツ団体等が行う研修等への参加促進や情報提供
障がい者スポーツの推進	■ スポーツに参加する機会が少ない障がいのある人たちに、スポーツに親しむ場を提供します。	● 障がい者が参加できるスポーツ教室や競技体験会の開催 ● 障がいのある人を支援する団体と連携したスポーツイベントの実施 ● 障がいのある人とない人が一緒にスポーツを楽しむ場の提供

（３）役割

市民	➢ スポーツの特性を理解し、スポーツに関心を持ちます。 ➢ 自らスポーツに親しみ、自分のライフスタイル・ライフプランにあったスポーツを行います。 ➢ 地区体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等で地域スポーツに積極的に関わり、スポーツをとおして地域のつながりや世代間の交流を図ります。
地域スポーツ団体	➢ 地域住民が主体となり、地域をスポーツで盛り上げるとともに、青少年健全育成や高齢者の健康増進につなげます。 ➢ 地域住民のニーズに応えるとともに、専門性を発揮したスポーツ普及のための活動を行います。
佐野市	➢ 市民がスポーツに関心を持つ情報を提供します。 ➢ スポーツ教室や健康教室の開催、出前講座など、市民が身近にスポーツを行うきっかけづくりを支援します。 ➢ 普段スポーツをする機会の少ない障がいのある人などに配慮した、誰もがスポーツに親しむことができる機会を提供します。 ➢ 地域スポーツの振興に寄与する地域スポーツ団体の活動を支援します。

（４）成果指標

成果指標	平成 28（2016）年度 実績値	平成 33（2021）年度 目標値
週に１回以上スポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合	４０.５％	５０.０％

この基本施策では、市民に生涯スポーツを推進するための働きかけを行った結果、市民のスポーツへの取組状況が向上したかを把握するため、「市政に関するアンケート」で実施されているこの成果指標を設定します。

【基本施策４】競技スポーツの推進

（１）基本的な考え方

オリンピックなどの国際大会や全国大会で活躍するスポーツ選手の姿は、観る者に感動と勇気を与えます。そして、私たちに身近なスポーツ選手が活躍することにより、人々のスポーツへの関心を高め、スポーツ全体の振興に資するとともに、活力ある健全な社会の形成にも大きく貢献します。

国内外で活躍するトップ選手を本市から育てるため、高いレベルの指導を受けられる機会を提供することにより、自助努力では出来ない部分を支援し、選手の能力開発と育成を図ります。

また、確かな指導力を備えたトップクラスの指導者が育つよう指導者の育成にも力を入れ、市内から有能な選手が育つ環境を整えていきます。

さらには、トップクラスの指導者が他の指導者に指導技術を伝授していく体制をつくり、市全体の指導力の引き上げを図ります。

（２）基本事業の設定

基本事業	意　図	手　段
ジュニア選手育成	■ 有望なジュニア選手の発掘・育成・強化を図り、選手のレベルアップに繋げます。	● 基礎トレーニング講習会の開催 ● 競技力向上のための講習会の開催 ● ジュニアスポーツ賞表彰
指導者の資質向上	■ 指導者の中から、トップ選手を育てられる高いレベルの指導者を継続して育成します。	● 指導力向上のための講習会の開催 ● 上級指導者資格取得費用の補助
地域スポーツ団体の強化	■ 地域スポーツ団体が、選手の競技力向上を推進することを支援します。	● 競技力向上のための事業開催費用補助

（３）役割

市民（選手・指導者）	➢ 選手は、自らの競技力向上に努めます。 ➢ 競技力向上を図る制度の利用が可能な選手は、制度を利用し自らの能力を高めます。 ➢ 指導者は、自らの指導力を高めるために、上級指導者資格養成講習を受講します。
競技団体、地域スポーツ団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等）	➢ 選手の競技力向上と指導者の指導力向上のために、必要な取組みを行います。
佐野市	➢ 競技力向上計画（佐野市アスリート育成プラン）の推進や競技力向上のための講習会の開催等、選手の能力を伸ばすための施策を講じます。 ➢ 上級指導者資格の取得を目指す市民に対して、費用の一部を負担します。 ➢ より専門的に高い競技力が求められる種目については、それに見合う著名な指導者を招聘します。

（４）成果指標

成果指標	平成 28（2016）年度 実績値	平成 33（2021）年度 目標値
全国大会等に出場する個人と団体	１１７組	１６５組

この基本施策では、競技スポーツを推進する取組みを行った結果、全国大会等の大きな競技会への出場機会を得られることに繋がったかを把握するため、この成果指標を設定します。

陸上選手の強化練習

【基本施策５】スポーツを支える環境づくり

（１）基本的な考え方

少子化による人口減少や地域コミュニティの人間関係の希薄化、また地域経済の停滞などにより、様々な活動が縮小する傾向にあります。そうした停滞気味の現代社会に、今こそ熱気を帯びて観る者を引き付けるスポーツの力が必要となっています。そして、スポーツへの理解と共感は、スポーツを支える市民の意識高揚と行動につながります。

そのためには、多くの市民がスポーツを地域で応援したくなる仕掛けを研究し、市民のボランティア活動に対する意識が、「お願いされて行うもの」から自発的に行うもの」に変わることが、スポーツを支える環境づくりの第一歩となります。そして、選手や参加者との一体感といった「支える」スポーツが生み出す魅力をとおして、地域の活性化やまちづくりへとつなげていきます。

また、身近な地域スポーツは、子どもから高齢者まで誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境を提供し、スポーツの楽しさ、喜びをもたらすとともに、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。スポーツを介して人々の交流を深め、郷土に対する愛着を育み、地域の一体感を醸成します。

（２）基本事業の設定

基本事業	意　図	手　段
スポーツを支える人材の養成・確保・活用	■ スポーツ大会やイベント等の円滑な運営を支える、ボランティア等の人的資源を活用します。	● スポーツボランティア制度の定着と活動の充実 ● ボランティア研修の実施 ● 大会運営の財源確保とボランティア活動への還元 ● スポーツ推進委員等との連携 ● 市民活動センターを活用したボランティアの募集
スポーツがあふれるまちづくり	■ スポーツをする人に関心を持ち、支援の心を醸成します。 ■ 日常的にスポーツをする人に配慮した都市環境を目指します。	● 身近にスポーツにふれる機会を創出（地域スポーツ・レクリエーション等） ● 道路や歩道、公園等の整備改修の際に、スポーツの視点を意識して整備計画を検討する。

スポーツによる地域コミュニティの活性化	■ 地域のスポーツクラブや学校部活動等でスポーツをする人を地域で支えます。 ■ スポーツ関係団体と市民のつながりを深め、地域内の協働を構築し、若い世代から高齢者まで相互扶助の関係性を身に付けます。	● スポーツ選手、来訪者等を地域で歓迎し、地域のコミュニケーションづくりを活発化 ● 町会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の団体との連携

（３）役割

市民	➢ スポーツイベントにボランティアとして関わり、スポーツをする人を支えます。 ➢ 地域スポーツを通して地域の人と関わり、コミュニティの活性化に努めます。
地域スポーツ団体（地区体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等）	➢ 地域に根差した組織として、地域スポーツ事業の充実を図ります。 ➢ スポーツイベントに主体的に参画し、市民や民間企業等と積極的に連携し、魅力ある事業実施に努めます。
民間企業等	➢ ＣＳＲ（企業の社会的責任）、ＣＳＶ（共通価値創造）の観点から、地域の一員として地域のスポーツイベントの開催に協力します。 ➢ 地域連携の観点から、従業員が地域の構成員として地域スポーツ活動に積極的に参加できる環境づくりに取組みます。
佐野市	➢ 大会やイベント自体の魅力向上や、やりがいのあるボランティア活動になるよう見直しを行い、ボランティア登録者を増やします。

（４）成果指標

成果指標	平成 28（2016）年度 実績値	平成 33（2021）年度 目標値
スポーツ大会、イベント、スポーツ合宿に協力するボランティア数	３１０人	４５０人

スポーツ大会やイベント、スポーツ合宿を盛り立てるために協力してくれたボランティアの人数を指標として採用します。

市内スポーツ団体及びスポーツボランティア登録者への調査から数値を把握します。

レクリエーションフェスティバル（太極拳）

ドッジボール大会

【基本施策６】スポーツ施設の整備と運営

（１）基本的な考え方

施策の目的であるスポーツに親しむことができる環境を整備するため、必要な施設整備を進めます。

まず、平成 34（2022）年に本県で開催される国民体育大会においては、ラグビーフットボールとバレーボール、全国障害者スポーツ大会でバレーボールの各競技会が開催されることから、開催予定施設の整備改修を行います。ラグビーの開催予定施設である運動公園陸上競技場については、さのマラソン大会の開催や日本陸連公認大会の開催を見込むため、日本陸連２種公認競技場として引き続き継続する整備を進めます。

また、老朽化が進んでいるその他のスポーツ施設については、市民ニーズを踏まえ、魅力的で安心・安全なスポーツ施設を提供できるよう、施設の長寿命化計画等を策定し、施設の維持管理を計画的に進めます。

さらに、施設の利用促進を図るため、指定管理者制度を引き続き導入し市民ニーズに合った施設の提供と、効率的な維持管理運営に努めます。

（２）基本事業の設定

基本事業	意　図	手　段
拠点施設の整備	■ 国体開催に必要な施設を整備します。 ■ 陸上競技場で日本陸連公認大会を引き続き開催します。	● 国体開催施設（運動公園運動広場、アリーナたぬま等）の整備・改修 ● 陸上競技場を２種公認競技場として必要な改修
計画的、効率的な維持管理運営と改修	■ 施設の老朽化や人口構成比等を考慮し、計画的、効率的な対応を図ります。	● 国のガイドラインに基づくスポーツ施設の長寿命化計画の策定と実施 ● 民間ノウハウを活用した効率的な維持管理運営
市民ニーズに合った利便性の向上	■ 市民が快適で身近にスポーツに親しめる場として利用者の需要に応じた施設を提供します。	● 市民ニーズを知る民間事業者による施設運営 ● 学校体育施設の市民開放[*11] ● 障がい者や高齢者の利用を見据えたバリアフリー化の推進

（３）役割

市民	➢ 施設を利用し、日常的にスポーツ・レクリエーションを行います。 ➢ 競技会等を観戦し「観るスポーツ」を楽しみます。
スポーツ施設を利用する個人・団体	➢ 受益者負担の原則に則り施設を利用します。 ➢ 施設の利用者の心得を守ります。
指定管理者	➢ 多様化する市民ニーズやスポーツ観の変化を踏まえた効率的な施設運営を行います。 ➢ 施設を活用し、魅力ある自主事業を実施します。
佐野市	➢ 市民ニーズにあった施設整備を行います。 ➢ 長寿命化計画を策定し、安心・安全なスポーツ施設を提供できるよう計画的に維持管理及び改修を行います。

（４）成果指標

成果指標	平成 28（2016）年度 実績値	平成 33（2021）年度 目標値
市有スポーツ施設の利用者数	５６７，２７４人	６８０,０００人

この基本施策の効果を測る指標としては、適切な維持管理運営を行った結果、増加した施設の利用者数を成果指標とします。

国体ラグビー会場整備鳥瞰図（運動公園運動広場）

国体施設整備基本構想より

第６章　計画の推進体制

１．計画の進捗管理

本計画に掲げる取組みは、市が牽引役となり、スポーツ関係団体、民間企業、市民との連携・協働によって推進します。

したがって、本計画の取組みを着実に実施するため、行政経営サイクルの考え方に基づき、年度ごとの事業の評価を行い施策の進行管理を行います。

また、本計画に掲げる施策の検討・実施状況については、スポーツ推進審議会に報告し、適切な進行管理を図ります。

２．スポーツ関係団体の組織力強化と連携体制の強化

（１）スポーツ関係団体と市の関与

本市には、市民のスポーツの普及及び推進を図るために指導・助言を行うスポーツ推進委員や、佐野市体育協会、佐野市レクリエーション協会などのスポーツ関係団体があり、それぞれの団体が活発に活動することで市民のスポーツ振興に大きな役割を果たしています。

今後とも、大会やイベント等の実施は、これら関係団体が自立的に実行する体制を構築することを目標とし、市はスポーツ関係団体の調整役として円滑な開催を支援するものとします。

（２）スポーツ関係団体に求められていること

スポーツ関係団体の活動には、総合型地域スポーツクラブに代表される市民活動、スポーツの多面的な意義（健康づくり、青少年健全育成、生涯学習等）を理解した活動、子育て支援、高齢者福祉などの他分野と連携した活動などがあり、それぞれがスポーツの普及・振興という共通目標に向かって、より積極的に互いの連携を深める必要があります。

そして、スポーツ関係団体は、スポーツ基本法において、事業を公正に行うため、その透明性の確保を図るとともに、事業活動において、自ら順守すべき基準を作成するよう努めるものとされており、各団体の自助努力により、市に頼らない自立運営が求められています。

（３）連携体制の強化と計画の推進

市はスポーツ関係団体等と協力し、団体の健全経営に向けて透明性の高い組織づくりと持続的な団体運営のために必要な支援を行います。

そして、スポーツ立市の実現に向け、国・県との連携はもちろん、庁内の観光を始めとする健康、福祉、教育、都市計画等を担当する部署と情報を共有し、互いに緊密な連携を図りながら計画を推進します。

３．多様な財源の確保

市内の生産年齢人口の減少の影響等により、将来的に市税を中心とする歳入の減少が見込まれる中で、高齢化による介護医療等の社会保障費、老朽化した公共施設の維持管理費や改修費等の増大など、歳出の増加が見込まれ、本市における財政環境は厳しい状況にあります。そのような状況下で本計画を推進するには、市の財政状況の影響を受けにくい、多様で安定的な財源の確保に努める必要があります。

その一つとして、ネーミングライツ[*12]の活用やスポーツ事業の企業協賛など、積極的に民間資金を取り入れるよう努めます。

また、平成 34（2022）年の栃木国体の開催に向け会場となるスポーツ施設は、スポーツ振興くじ等の助成制度を活用し整備を進めるとともに、「クリケットタウン佐野」創造プロジェクトは、国の地方創生推進交付金を活用し推進します。

既存の市有スポーツ施設については、市民の誰もがスポーツに親しめるよう、施設のバリアフリー化、老朽化した箇所の修繕等の整備を計画的に行う必要があります。その財源の確保のために、受益者負担のあり方を検討し、市民の理解のもとで施設使用料徴収の適正化を図ります。

第７章　資料編

１．佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会設置要綱

平成25年11月22日訓令第14号

最終改正　平成30年４月１日訓令第８号

（設置）

第１条　スポーツによるまちづくりの調査研究を行い、もって佐野市スポーツ立市推進基本計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、計画の原案を作成し、これを市長に提出するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長はスポーツ立市推進課長を、副委員長は政策調整課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、観光スポーツ部スポーツ立市推進課において処理する。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表（第３条関係）

政策調整課長　市民活動促進課長　障がい福祉課長　健康増進課長　産業立市推進課長　観光立市推進課長　スポーツ立市推進課長　都市計画課長　学校教育課長　生涯学習課長

２．佐野市スポーツ推進審議会条例

平成26年３月26日条例第13号

（設置）

第１条　スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、市長の附属機関として、佐野市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べるものとする。

（１）　法第10条第１項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（２）　スポーツの施設及び設備の整備に関すること。

（３）　スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。

（４）　スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。

（５）　スポーツ関係団体の育成に関すること。

（６）　スポーツによる事故の防止に関すること。

（７）　スポーツの技術水準の向上に関すること。

（８）　前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

２　審議会は、法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　関係行政機関の職員

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

３．佐野市スポーツ推進審議会委員名簿

№.	氏　名	団　体　名	役職等
1	阿部　　茂	佐野市体育協会	理事長
2	松本　恭子	佐野市体育協会	理事
3	小野田 正一	佐野市スポーツ推進委員協議会	副会長
4	片柳　　栄	佐野市レクリエーション協会	事務局長
5	井上　陽子	スペシャルオリンピックス日本・ 栃木陸上佐野	財務委員長
6	清水　武治	総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	ＮＰＯ法人 たぬまアスレチッククラブ理事長
7	田邊　恒成	(一社)佐野市医師会	常任理事
8	板倉　茂樹	佐野日本大学短期大学	総合キャリア教育学科教授
9	尾花　尚彦	シンコースポーツ株式会社	サブマネージャー
10	木田　　悟	(一財)日本スポーツコミッション	理事長
11	中村　考昭	クロススポーツマーケティング株式会社	代表取締役社長
12	小池　律子	株式会社 JTB関東	地域交流グローバル事業チームプロデューサー
13	矢島　堅司	佐野商工会議所	会頭
14	齋川　　勝	佐野市スポーツツーリズム協会	監事
15	増田　　博	佐野市中学校体育連盟	会長

（平成30年3月31日現在）

４．第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画策定の経過

日　付	項　　目	内　　容
平成29年 ８月29日（火）	第１回佐野市スポーツ推進審議会	・委嘱状交付、会長、副会長の選出 ・平成29年度事業計画について　外
平成30年 ２月13日（火）	基本計画に基づく関連事業の実績報告の提出依頼	
平成30年 ２月27日（火）	第１回佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会	・佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会の設置要綱について ・佐野市スポーツ立市推進基本計画の策定（検証、第２次計画素案）
平成30年 ３月16日（金）	第２回佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会	・第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画（案）について
平成30年 ３月20日（火）	第２回佐野市スポーツ推進審議会	・第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画（案）について ・（略）
平成30年 ３月29日（木）	第３回佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会	・第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画（案）の確定について
平成30年 ５月２日（水）	第２回政策調整会議	・第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画の策定について
平成30年 ７月４日（水）	第４回政策調整会議	・第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画の策定について
平成30年 ７月12日（木）	第４回佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会	・第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画（案）の変更について
平成30年 ７月25日（水）	平成30年第８回佐野市教育委員会定例会	・第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画に対する意見について
平成30年 ８月17日（金）	臨時政策会議	・第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画の策定について

５．用語解説

１）スポーツツーリズム（P.1）

スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加など、スポーツを主な目的とする観光旅行のこと。スポーツと観光を融合させた旅行スタイルの普及を通じて、訪日外国人客の拡大や地域産業の振興を図ることが期待されている。

２）「する」「観る」「支える」スポーツ（P.2）

「するスポーツ」はスポーツを実際に実践し、活動すること。スポーツをして楽しむこと。「観るスポーツ」は大会やイベントなどを観戦してスポーツを楽しむこと。「支えるスポーツ」はスポーツ関係団体の運営やスポーツの指導、大会運営ボランティアなどスポーツを支えるために行われる様々な活動のこと。

３）総合型地域スポーツクラブ（P.5）

文部科学省が地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブづくりに向けた先導的なモデル事業として、地域住民の自主的な運営を目指すために行ってきたクラブのこと。クラブにより地域に合わせた多世代、多種目、多志向の特徴があり、より身近にスポーツに親しむことができる組織。

４）スポーツ少年団（P.5）

日本体育協会がスポーツを通じた青少年の健全育成を目的として事業を行っている団体のこと。日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団の４つの段階で構成され運営されている。

５）ｅスポーツ（エレクトロニック・スポーツ）（P.12）

複数のプレーヤーで対戦されるコンピューターゲーム、ビデオゲームをスポーツ競技として捉える際の名称。世界規模の大会も開催されており、プロゲーマー（ゲームをすることにより報酬を受ける人）もいる。ｅスポーツは、プレーするだけでなく、ゲームを観戦して楽しむ需要も多い。

６）地域おこし協力隊員（P.19）

総務省が地域力の創造や地方の再生を目的に推進する制度。都市から地方に移り住んだ者を市町村が「地域おこし協力隊員」に委嘱し、隊員は一定期間地域に居住して「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。

7）エコロジカルスポーツ（P.24）

施設を利用しない自然負荷の少ないスポーツのこと。

8）エリアマネジメント（P.26）

特定の地域（エリア）を単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組みのこと。現在、民間主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取組みが実践されている。

9）スポーツ推進委員（P.27）

スポーツ基本法第32条に基づき、市町村または市町村教育委員会が委嘱する非常勤の委員で旧体育指導員のこと。スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技指導、スポーツに関する指導・助言を行う。

10）ＳＮＳ（P.28）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネットを利用したサービスのこと。フェイスブック、ツイッター、ＬＩＮＥはその代表格。

11）学校体育施設の市民開放（P.36）

市教育委員会が管理する小学校、中学校の体育館及び校庭を、学校教育の支障のない範囲でスポーツ・レクリエーション活動のために市民に開放すること。

12）ネーミングライツ（P.39）

スタジアムやアリーナ等のスポーツ施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利で、「命名権」とも呼ばれる。権利を企業等に売ることで施設の建設・運営費用を調達する手法。

6．主なスポーツ施設

●佐野市運動公園

国体会場として市民体育館を整備し、テニスココート、野球場、市民プール、陸上競技場等を順次整備。

・市民体育館　：床面積1,512㎡（バレーボールコート2面）
　　観覧席660席、卓球室234㎡

・野　球　場　：メインスタンド2,642人
　　内野スタンド3,492人、外野芝スタンド

・陸上競技場　：全天候トラック、フィールド内芝生
　　メインスタンド1,400人
・多目的球技場：芝生9,600㎡、サッカー・ラグビー
・そ　の　他　：テニスコート（14面）、弓道場、市民プール

●佐野市アリーナたぬま

バスケットボール、バレーボール、ドッヂボール等の球技の大会が市内で最も開かれている体育館

・アリーナ　　：1,560㎡（バレーボールコート３面）
・サブアリーナ：617.5㎡（バレーボールコート１面）
・トレーニング室、ランニングコース1周176m

●佐野市田沼グリーンスポーツセンター

サッカー、野球、テニスの他、「どまんなかフェスタ」や「そばまつり」などのイベントでも利用される。

・野球場（メインスタンド339人）、多目的競技場、テニスコート、ゲートボール場

●佐野市中運動公園

野球や陸上での利用が多く、公園やプールがあり子ども連れの利用も多い。

・野球場、多目的競技場、プール（50m、25m）

●佐野市国際クリケット場

国内初の国際規格に準じた広さを確保した本格的な天然芝クリケット場

・男女天然芝フィールド　各１面
・グラウンド面積　：42,549.3㎡
・フィールド面積　：27,140.1㎡（各ピッチ含む）
・天然芝ピッチ　　：　1,161.1㎡（男子９、女子７レーン）
・人工芝ピッチ　　：　　140.3㎡（男女各１レーン）
・練習ネッツ　　：　　360.0㎡（３レーン）
・観客席　　：　　約500席

第２次佐野市スポーツ立市推進基本計画

平成３０年（2018 年）１０月

発行　佐野市

編集　佐野市観光スポーツ部スポーツ立市推進課
〒327-8501　栃木県佐野市高砂町１番地

ＴＥＬ　0283-20-3049

ＦＡＸ　0283-20-3029

E-mail　sports@city.sano.lg.jp

ＵＲＬ　http://www.city.sano.lg.jp